

介護保険資格取得・異動・喪失届

(あて先)

滑川町長

次のとおり届け出ます。

届出人氏名		本人との関係	
届出人住所	〒 電話番号		
届出日 年 月 日	異動日 年 月 日		
届出事由			
新住所 〒			
旧住所 〒			
本年1月1日の住所 〒			

資格異動年月日			
取得・異動・喪失	年	月	日

取得事由	喪失事由	異動事由
町外転入 職権復活 65歳到達 適用除外非該当 その他取得	町外転出 職権喪失 死亡 適用除外該当 その他喪失	氏名変更 住所変更 世帯変更

フリガナ 氏名	生年月日	性別	続柄	被保険者番号	個人番号	要介護 認定の 有無	介護保険 施設入所 の有無	備考
	明・大・昭・平 ・	男・女	世帯主			有・無	有・無	
	明・大・昭・平 ・	男・女				有・無	有・無	
	明・大・昭・平 ・	男・女				有・無	有・無	
	明・大・昭・平 ・	男・女				有・無	有・無	
	明・大・昭・平 ・	男・女				有・無	有・無	

(裏面)

口座振込依頼書

介護保険料が納めすぎとなった場合又は介護サービス等に係る未支給金^{※1}がある場合は、次の口座にお振り込みください。

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合		本店 支店
預金種別	普通	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		
	氏名		

・死亡の場合は、ご遺族（相続人）の口座をご記入ください。

【お願い】

転出や死亡などによる介護保険料額の変更にともない、介護保険料が納めすぎとなった場合は、還付（返金）させていただきますので、上記の「口座振込依頼書」に必要事項をご記入の上、ご提出してください。（還付金が発生しない方もおりますのでご了承ください。）

なお、不足する場合は、後日お送りする納付書により、不足分を納付していただくこととなります。

※1 介護サービス等に係る未支給金は、「住宅改修費」、「福祉用具購入費」、「高額介護サービス費」、「高額医療合算介護サービス費」、「利用者負担額支給」等で、すでに申請され、未払いとなっている支給金をいいます。

☆ 年金からの天引きで介護保険料を納めていただいていた方

年金保険者（日本年金機構等）に対して死亡届の手続きを行ってください。

- 未支給年金（年金受給権者が死亡した場合に未払いになっている年金）を一定の範囲でご遺族（相続人）が請求できます。
- 詳しくは各年金保険者へお問い合わせください。
 - ・国民年金・厚生年金の場合 川越年金事務所（電話番号 049-242-2657）